

令和5年

統計表

第1表 地方裁判所（民事・行政）	1頁
第2表 簡易裁判所（民事）	2頁
第3表 地方裁判所（刑事）	3頁
第4表 簡易裁判所（〃）	4頁

- (注) 1 民事・行政事件の数値は「事件数」であり、刑事事件の数値は「人員」である。
 2 事件の種類について

訴訟	
地方裁判所	
民事訴訟	(ワ) 第一審通常訴訟 (タ) 人事訴訟 (手ワ) 手形・小切手訴訟 (レ) 控訴 (カ) 再審（訴訟） (ワネ) 控訴提起 (ワ受) 飛躍上告受理申立て (ワオ) 飞躍上告提起 (レツ) 上告提起
行政訴訟	(行ウ) 第一審訴訟 (行オ) 再審（訴訟） (行ヌ) 控訴提起 (行ネ) 飞躍上告受理申立て (行エ) 飞躍上告提起及び上告提起
刑事訴訟	(わ) 通常第一審 (た) 再審
簡易裁判所	(ハ) 通常訴訟 (手ハ) 手形・小切手訴訟 (少コ) 少額訴訟 (少エ) 少額訴訟判決に対する異議申立て (ニ) 再審（訴訟） (ハレ) 控訴提起 (少テ) 少額異議判決に対する特別上告提起 (ハツ) 飞躍上告提起
訴訟	
簡易裁判所	(ろ) 通常第一審 (ほ) 再審
執行（地方裁判所）	(リ) 配当等手続 (ヌ) 不動産等執行 (ル) 債権等執行 (ケ) 不動産等担保権実行 (ナ) 債権等担保権実行 (財チ) 財産開示
破産等（地方裁判所）	(フ) 破産 (ミ) 会社更生 (ヒ) 商事非訟のうち会社整理及び特別清算 (再) 再生 (再イ) 小規模個人再生 (再ロ) 給与所得者等再生 (承) 承認援助

* 地裁民事・行政訴訟事件のうち、「(レ) 控訴」、「(レツ) 上告提起」、「(行ウ) 第一審訴訟」、「(行オ) 再審（訴訟）」の事件は、支部には管轄がない。

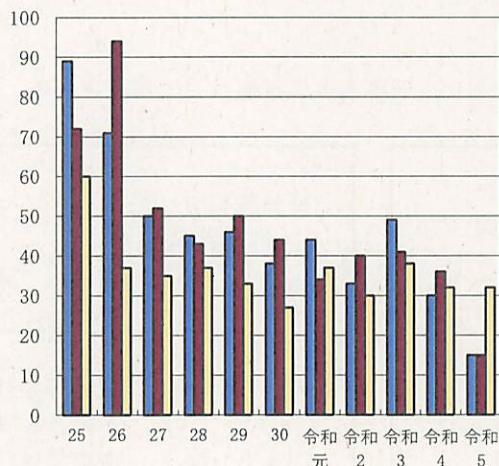
- 3 令和5年以降の数値は、速報値である。

京都地方裁判所宮津支部

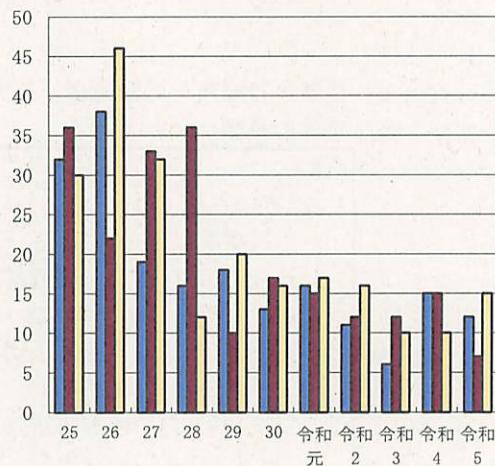
基準日：令和5年8月末日

区分	事件総数			訴訟			執行			破産等			
	年次	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済	新受	既済	未済
宮津支部	25	346	322	195	96	78	61	103	104	91	72	68	38
	26	384	411	168	78	100	39	133	126	98	74	87	25
	27	300	316	152	58	62	35	96	112	82	50	47	28
	28	263	280	135	50	48	37	86	108	60	68	63	33
	29	262	272	125	53	56	34	94	91	63	51	60	24
	30	264	264	125	45	51	28	113	96	80	45	53	16
	令和元	330	298	157	47	38	37	159	143	96	67	60	23
	令和2	276	289	144	34	40	31	152	156	92	35	44	14
	令和3	296	308	132	55	47	39	123	142	73	33	36	11
	令和4	314	295	151	35	42	32	167	150	90	46	39	18
	令和5	208	193	166	15	15	32	111	101	100	28	31	15

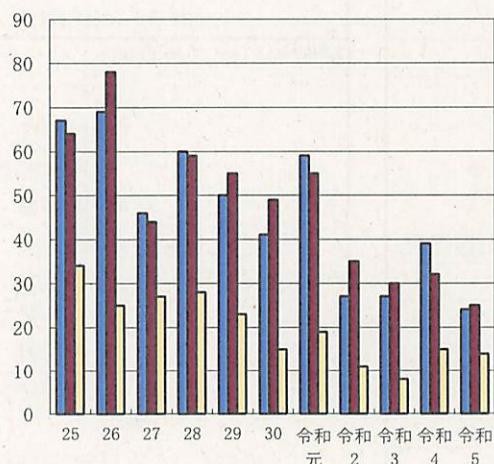
【通常第一審訴訟(ワ)】



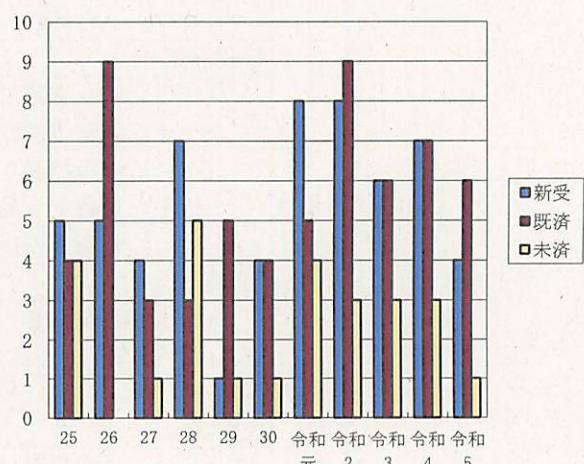
【不動産執行(又, ケ)】



【破産(フ)】



【再生(再, 再イ, 再口)】



1-4-2 地方裁判所(支部) 民事 第一審通常訴訟(ワ) (未済審理期間)

区分	年次	新受	既済	未済(審理期間別)								2年超 (指数)
				6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	10年以内	10年超	
宮津支部	25	89	72	60	38	8	9	4	1			5 8.3%
	26	71	94	37	17	12	7		1			1 2.7%
	27	50	52	35	11	12	7	4		1		5 14.3%
	28	45	43	37	20	8	8	1				1 2.7%
	29	46	50	33	21	5	5	2				2 6.1%
	30	38	44	27	15	5	4	2	1			3 11.1%
	令和元	44	34	37	18	10	7	2				2 5.4%
	令和2	33	40	30	14	6	8	2				2 6.7%
	令和3	49	41	38	18	13	5	2				2 5.3%
	令和4	30	36	32	11	8	12	1				1 3.1%
	令和5	15	15	32	10	10	8	4				4 12.5%

(注) 指数は、当年の未済総数を100.0%とし、小数点第2位を四捨五入した。

京都地方裁判所宮津支部 基準日：令和5年8月末日